

## 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布について

対象	DB	厚年基金	DC	退職金	その他
	内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準 その他

### ポイント

- 平成28年6月3日に公布されました「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」※1の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等が公布※2※3されましたのでご案内します。
- 施行日は平成30年5月1日です。
- 主な内容は、「運用商品提供数上限、指定運用方法（デフォルト商品）の選定基準およびポータビリティの拡充」です。

※1 [三菱UFJ年金ニュース（No.410）確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布](#)

※2 [確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令](#)

※3 [確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令](#)

### 今回公布された政令の概要

【施行日】平成30年5月1日

#### (1) 確定拠出年金法施行令の一部改正

項目	法律の概要	政令の概要
運用商品提供数の上限設定及び選定基準	<p>運用商品の提供数は政令で定める数以下とする</p> <p>(注) 施行日から5年間に限り、施行日時点の商品数を上限とすることが可能。また、施行日前に納付した掛金の運用商品については制限対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 運用方法の提示数の上限を35本と定める</li> <li>✓ 対象運用方法を区分する事項を規定(契約する相手方、種類、期間等で区分、細則は省令で規定)</li> <li>✓ 運用方法の選定の基準として、自社株ファンド等を選定する場合はそれ以外の区分から3以上を選定すること</li> <li>✓ 元本確保型商品を選定する場合はそれ以外の区分から2以上を選定すること</li> </ul>

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

## 今回公布された政令の概要(つづき)

項目	法律の概要	政令の概要
指定運用方法(デフォルト商品)の基準の明確化	長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るものとして省令で定める基準に適合するものでなければならない	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 指定運用方法の提示を定める場合は、規約承認基準として以下の規定を加える               <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営管理機関等は事業主と労働組合等の協議結果を尊重すること</li> <li>・特定期間及び猶予期間について、特定の者に不当に差別的取扱いを行わないこと</li> </ul> </li> <li>✓ 指定運用方法の選定に際し、運営管理機関の説明義務の明確化及び説明義務違反に対する損害賠償責任を、あらかじめ、事業主と締結すること</li> </ul>
ポータビリティの拡充	DCからDB等、他制度間の年金資産の持ち運び(ポータビリティ)の拡充	<p>(DCから他制度に移換)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 企業型DCの資格を喪失又は企業型DCを終了する場合は、企業型DC加入者であった者に対して他制度への移換に関する説明を行わなければならない</li> <li>✓ 合併等に伴うDCから中退共への移換の申出は合併日から起算して原則1年を経過する日まで行うことができる。</li> <li>✓ 個人型DC加入者がDBの加入者資格を取得した場合、個人型DCの資産をDBに移換するときは、本人からの申し出がない限り、個人型DC加入者資格は、DBの加入者となった日に自動的に喪失する</li> </ul> <p>(DC間の移換)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 個人型DC加入者が企業型DCの加入者資格を取得した場合、本人からの申し出がない限り、個人型DC加入者資格は、企業型DCの加入日に自動的に喪失する</li> <li>✓ 他の企業型DCに加入していた者が企業型DCの加入者となったとき、老齢給付金の年金受給権を有している場合は、資産を加入先の企業型DCに移換しない</li> <li>✓ 脱退一時金請求時に同時に企業型DCの資産を個人型DCに移換することを義務付け</li> </ul>

## (2)確定給付企業年金法施行令の一部改正

項目	法律の概要	政令の概要
ポータビリティの拡充	加入資格喪失時に規約で定める脱退一時金の支給要件を満たしていれば、他のDBや企業年金連合会等へ脱退一時金相当額の移換を申し出ることが可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 脱退一時金相当額の移換ができる中途脱退者の要件から「20年未満」を削除し、中途脱退者の範囲を広げる</li> </ul>

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいますようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。